

議会議案第5号

地方自治法に違反する訴えの提起の再発防止を求める決議について

別紙決議を議決しようとする。

令和2年12月15日提出

提出者

奈良市議会議員 三 橋 和 史

賛成者

奈良市議会議員 柿 本 元 気

同 階 戸 幸 一

同 山 出 哲 史

同 阪 本 美 知 子

同 内 藤 智 司

同 松 下 幸 治

同 鍵 田 美 智 子

同 樋 口 清 二 郎

奈良市議会議員 中西 吉日出

同 林 政 行

## 地方自治法に違反する訴えの提起の再発防止を求める決議（案）

奈良市役所において正規職員による嘱託職員に対するパワハラ行為及びセクハラ行為があったとして、既に退職した当該嘱託職員が奈良市を被告として、損害賠償等を求めて奈良地方裁判所に訴訟を提起し、同裁判所に平成29年（行ウ）第18号地位確認等請求事件として係属した。同裁判所は、令和元年12月26日に、上記不法な行為があった事実を認め、原告の請求のうち奈良市に対する約100万円の損害賠償請求を認容する判決を言い渡した。

地方自治法第96条第1項第12号は、市による控訴を含む訴えの提起については、議会の議決事件として規定し、同法第179条第3項は、市長が専決処分をした場合には、次の会議において報告し、その承認を求めなければならない旨を規定する。

しかし、奈良市は、本事件について市議会の議決を経ることなく大阪高等裁判所に控訴し、かつ、その後5回もの定例市議会及び臨時市議会があり、計20回もの会議が開かれていたにもかかわらず、その報告を怠り続け、令和2年10月1日に、同裁判所において原請求のうち奈良市に対する約50万円の損害賠償請求を認容する判決が言い渡され、そのまま確定していたことが発覚した。

地方自治法における上記規定は市議会による行政監視の機能を担保するために必要な基本的事項を定めたものであって、それらに違反して訴訟が追行され続けたことは法の趣旨を没却するものであり、遺憾である。

よって、市長においては、地方自治法をはじめ諸法令及び例規を遵守し、再び同様の事案が生じないように抜本的な措置を適切に講じるよう厳に求めるものである。

以上、決議する。

令和2年12月15日

奈良市議会